

再生可能エネルギー発電設備にかかる

課税標準の特例について

経済産業省の再生可能エネルギー事業者支援費に係る補助又は指定の補助を受けた太陽光発電設備について、固定資産税の課税標準特例が適用されます。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第4項第6号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備（「特定再生可能エネルギー発電設備」）

1. 太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例制度

取得時期	平成24年5月29日～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
対象設備	固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて設置した自家消費型の太陽光発電設備 ※1参照	1. ペロブスカイト太陽光電池を使用した一定の設備 2. 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備	
課税標準特例	FIT適用設備が課税標準特例対象	FIT・FIP適用設備は課税標準特例対象外		
特例割合	3分の2		1,000kw未満→3分の2 1,000kw以上→4分の3	
適用期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年間			
必要書類	・課税標準の特例適用資産届出書（宇治市様式又は京都地方税機構様式）			
	・経済産業省が発行する設備認定通知書(写) ・契約内容がわかる書類（売電の契約書等）	一般社団法人 環境共創イニシアチブが発行する ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書	1. グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1,000 kw未満の設備であることの認定通知等。 2. ※2参照	

・FIT・FIPについての詳細は、「経済産業省資源エネルギー庁」のホームページをご覧ください。

2. 風力・水力・地熱・バイオマス発電設備に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例制度

（全て固定買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備であるものに限る。）

取得時期	平成24年5月29日～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日
風力	3分の2	3分の2	20kw未満→4分の3 20kw以上→3分の2	
水力	3分の2	2分の1	5,000kw未満→2分の1 5,000kw以上→3分の2	5,000kw未満→2分の1 5,000kw以上→4分の3
地熱			1,000kw未満→3分の2 1,000kw以上→2分の1	
バイオマス		20kw未満→2分の1 1	10,000kw未満→2分の1 10,000kw以上20,000kw未満→3分の2	
バイオマス（木竹） ※3参照				10,000kw以上20,000kw未満→7分の6
適用期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年間			
必要書類	・課税標準の特例適用資産届出書（宇治市様式又は京都地方税機構様式） ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）（写）			

注釈

※1 総務省令で定める対象設備は、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。（地方税法施行規則附則抄第7号第52項）

・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金についての詳細は、「一般社団法人 環境共創イニシアチブ」のホームページをご覧ください。

※2 以下①～③のいずれかの補助金を受けて取得した50kw以上の設備（建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く）であることの認定通知書等。

①二酸化炭素排出抑制対策事業費（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る）

②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る）

③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資

※3 木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するもの